

令和3年4月6日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
労災担当理事 木村 耕三

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト
電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について・
「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について・
令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な
取扱いについて

標記につきまして、神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
理事 田村 哲郎

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト 電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について・「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について・令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、別添内容のとおり、通知がありましたので、ご案内申し上げます。

貴会会員への周知につきましてご協力いただきたくお願いいたします。

【添付資料】

・アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト 電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

(令3.3.30 保397 日本医師会常任理事)

・「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

(令3.3.30 保398 日本医師会常任理事)

・令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて

(令3.3.30 保399 日本医師会常任理事)

(保 397)

令和 3 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト
電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

労災レセプト電算処理システムにつきましては、希望する労災指定医療機関が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により労働局に提出し、労災診療費を受け取る仕組みであり、平成26年2月より全国稼働実施となっております。

今般、当該システムにつきましては、本年3月5日よりアフターケア委託費の電子レセプトによる請求が可能となっておりますのでご参考までにご連絡申し上げます。(詳細につきましては、添付資料をご参照ください。)

[添付資料]

- ・ 労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について
(令 3. 2. 25 基保発 0225 第 2 号 厚生労働省労働基準局労災保険業務課長)

基保発0225第2号
令和3年2月25日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト
電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムの利用促進については、多大な御配慮をいただいておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

本年3月より、労災診療費のオンライン請求に加え、アフターケア委託費につきましてもオンライン請求が別添のとおり可能となりました。利便性が一段と向上いたしましたので、本システムのより一層の普及促進に御理解をいただき、都道府県医師会への周知について、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

アフターケア委託費の電子レセプト請求の開始について

くお知らせ

令和3年3月5日（金）からアフターケア委託費の電子レセプト（※1）による請求が可能となります（確認試験機能については、同年2月15日（月）から）。操作方法は厚生労働省ホームページに掲載の「操作マニュアル（労災保険指定医療機関等向け）」をご確認ください。

アフターケア委託費の電子レセプトの請求にあたっては、同年2月12日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与するため、特段の申請手続きは不要です。

また、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費用のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があります。インストール手順は、下記厚生労働省ホームページ（※2）掲載の「【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストール」をご確認ください。

※1 電子レセプトで請求ができるレセプトは、「令和2年12月受診・検診分（令和3年1月請求分）のレセプト」からとなります。

※2 掲載箇所：ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災レセプト電算処理システム＞労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク

TEL 0120-631-660

受付時間 5～10日 9:00～19:00 土、日、祝日を含む
11～12日 9:00～17:00 土、日、祝日を含む
13日～月末 9:00～17:00 平日のみ

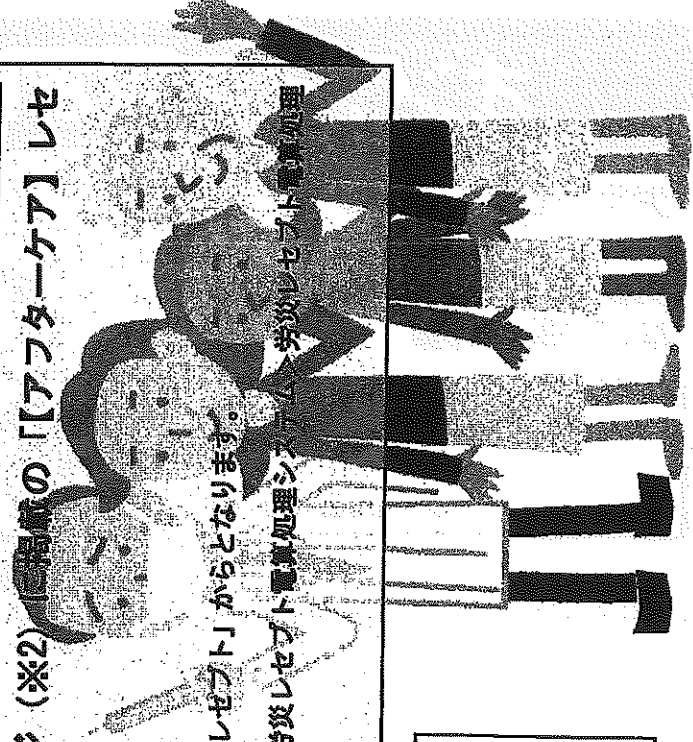
厚生労働省労働基準局労災保険業務課

TEL 03-3920-3311（内線 373、323、351）

受付時間 平日:10:00～17:00

※土日祝日、年末年始を除く

お問い合わせ先



オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。

労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■ 届出・設定などの詳細は、
厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム 🔍 検索

■ ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日(毎月)	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)

(保 398)

令和 3 年 3 月 30 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診については、「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則（平成 13 年 3 月 30 付 基発第 234 号）」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日最終改正）により取り扱っているところでもあります。

今般、「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」について厚生労働省労働基準局長及び補償課長より関連通知が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

改正の概要といたしまして「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4 「二次健康診断等の受診結果」について、微量アルブミン尿検査は「定量」で実施することとし、「微量アルブミン尿検査」欄の単位を (mg/l) と表記していましたが、異なる単位で記載された検査結果を基に判断されることがあることから、単位表記を削除し、括弧内に診断した値の単位を記載するよう改正しています。

本取扱いにつきましては、4 月 1 日以降より適用されるものでありますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について
(令 3.3.19 基発 0319 第 9 号 厚生労働省労働基準局長)
- ・二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について
(令 3.3.19 基補発 0319 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基 発 0319 第 9 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診等給付医療機関の担当内容については、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 234 号「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」(令和 2 年 12 月 25 日最終改正)により取り扱ってきたところである。

担当規程の一部を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4「二次健康診断等の受診結果」について、別添のとおり改正する。

2 施行期日について

本改正は、二次健康診断受診年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降の分から適用する。

二次健康診断等の受診結果

受診者のシメイ(カナ)

受診者の生年月日	元号	年	月	日
3 大正 5 昭和 7 平成 9 令和				
二次健康診断受診年月日	元号	年	月	日
7 平成 9 令和				

事業 の 名 称			
事業 場 の 所 在 地	都道 府県	郡区 市	
二 次 健 康 診 断 結 果	空腹時血中脂質検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	LDLコレステロール (mg/dl)	
		HDLコレステロール (mg/dl)	
		中性脂肪 (mg/dl)	
	空腹時血糖値検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	血糖値 (mg/dl)	
	ヘモグロビンA1c検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	ヘモグロビンA1c検査 (%)	
	負荷心電図検査又は胸部超音波検査 (心エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のときは胸部超音波検査 (心エコー検査) を行っております。	医師の所見	
頸部超音波検査 (頸部エコー検査) <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	医師の所見		
微量アルブミン尿検査 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	微量アルブミン尿検査 ※単位を括弧内に記載してください。	()	
特定保健指導 <input type="checkbox"/> 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。	医師の所見(面接指導の内容)		
[二次健康診断等の結果における医師の所見 (就業上の措置又は配慮すべき事項)]			
		氏 名	

基補発 0319 第1号
令和3年3月19日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について

労災保険二次健康診断等給付担当規程の一部改定については、令和3年3月19日付け基発 0319 第9号「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」により通知されたところであるが、運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 様式について

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙4「二次健康診断等の受診結果」について、微量アルブミン尿検査は「定量」により実施することとし、「微量アルブミン尿検査」欄の単位を(mg/l)と表記していたが、異なる単位で記載された検査結果を基に診断されることがあることから、「微量アルブミン尿検査」欄の改正を行ったものである。

診断した値の単位については、健診給付医療機関において、「微量アルブミン尿検査」欄の括弧内に記載させること。

なお、「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙4「二次健康診断等の受診結果」については、当面の間、現行の様式を改正後の様式とみなして使用しても差し支えないが、診断した値の単位を記載させること。

2 周知について

管内の健診給付医療機関に送付するなど、改定内容の周知を行うこと。

(保 399)

令和 3 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務における労災保険給付については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償の取扱いについて」、令和 2 年 5 月 1 日付（保 40）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省労働基準局補償課長より、新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いが示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

具体的には、健康保険における「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」令和 3 年 2 月 26 日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡(以下「2 月 26 日事務連絡」という。)のとおり、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価（医科外来等感染症対策実施加算（5 点）等）が示されているが、労災診療費算定基準（昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定：令和 2 年 6 月 1 日）に定めている初診料及び再診料等の取扱いについては「2 月 26 日事務連絡」に準じ 5 点を加算することとしております。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて
(令 3.3.25 基補発 0325 第 8 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて下記
のとおり取りまとめたので、適切に取り扱われたい。

記

令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」(以下「2 月 26 日事務連絡」という。)の記の 2 において、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価(医科外来等感染症対策実施加算(5 点)等)について令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分の取扱いが示されたところである。

労災保険は、労災診療費算定基準(昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定:令和 2 年 6 月 1 日)に基づき取り扱っており、初診料及び再診料については労災保険独自に金額を定めているため、労災診療費等の臨時的取扱いについては、当該初診料及び再診料の金額に 2 月 26 日事務連絡に準じ 5 点を加算することとする。

なお、労災診療費は従前どおり労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。